

令和2年度に実施した消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第7の3に基づき以下のとおり公表します。

令和2年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)
I	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	安全性向上対策の有効性・実効可能性の検証対象とする類型数 16類型	16類型	100%	A	2,129,016	1,043,000	目標値については、達成することができ、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できたが、新検査法の有効性については、高い値の毒量を持つ二枚貝での比較が必要になるため、実導入にあたっては更なる検証が必要。
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及促進	カドミウム低吸収性イネの実証試験の実施箇所数 2	2	100%	A	943,000	943,000	カドミウム低吸収性イネの実証試験 土壌中のカドミウム濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて高い現地ほ場において、カドミウム低吸収性イネの栽培によるカドミウム対策については十分な効果が得られている。しかし、収量や玄米品質の向上については今後も検討の余地がある。
		カドミウム低吸収性イネの取組数 2	2	100%	A			
		ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施箇所数 1	1	100%	A	780,000	369,000	ヒ素濃度低減技術の実証試験 土壌中のヒ素濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて高い現地ほ場において、今回実施した出穂期からかん水を中止した早期落水のみでは玄米の国際基準値以下に低減できない場合も認められたため、より早期からの落水管理や資材の活用等について検証し、土壌中のヒ素濃度が高いほ場において、玄米中ヒ素濃度を安定的に低減させる実効的な手法を検討する必要がある。 以上のことから、今後も現地及び所内試験においてコメ中のカドミウムとヒ素のリスク管理体制の更なる精度向上を目指した取組みを継続する必要がある。
		ヒ素濃度低減技術の取組数 1	1	100%	A			
農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 20.0%	10%	112%	A	1,090,702	544,000	農薬適正使用・販売啓発リーフレットの作成・配付、農薬の適正管理・使用推進研修会の開催等を通じ、農薬取扱者等に対して農薬の正しい知識の普及、適正販売・適正使用の啓発を行った。 一方、農薬販売者に対する立入検査では、届出(変更)の遅延、帳簿の不備等の不適正が散見された。また、農薬使用者に対する立入調査では、使用基準の遵守について、口頭注意を行った。	
小計						4,942,718	2,899,000	

II	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 103.6%	84.8%	81%	A	8,107,064	4,012,000	<p>令和2年度は、伝染性疾病の発生件数168件、検査件数28,000件となり、過去3年間の平均伝染性疾病の発生件数137件、検査件数27,000件をいずれも上回ったが、実績値は84.8であり、A評価となった。令和2年度の疾病発生件数については、監視伝染病の発生件数が令和元年度55件、令和2年度57件であり、例年と比較しても大きく変わらないものの、監視伝染病以外の疾病発生件数が令和元年度97件に対し、令和2年度111件と増加しており、生産性を低下させる疾病の低減対策、衛生対策指導の強化が必要と考えられた。今後も家畜衛生広報を通じた情報提供や必要に応じた疾病発生情報、飼養衛生管理に関する情報等の情報提供をすすめ、円滑な衛生対策指導に努める。</p> <p>県内養鶏場を対象とした家畜伝染性疾病の発生予防については、令和2年11月5日、香川県の養鶏場におけるHPAI発生以降、国内ではHPAI発生が続発し、ウイルス侵入防止対策が急務となった。このため、県内養鶏場の野生動物侵入防止対策強化の一環として、県内10養鶏場の堆肥舎等に防鳥ネット等の防鳥資材の設置を実施し、農場のバイオセキュリティを向上させることができた。今後も継続した飼養衛生管理基準に基づく飼養衛生管理指導等の実施により、農場の衛生レベル向上を図っていく必要がある。</p> <p>本事業を活用して、伝染性疾病の予防・発生低減を目標に、衛生検査に基づく飼養管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上が図られている。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取組んでおり、今後も継続した取組により、衛生意識をより浸透させる必要がある。</p>
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 93.0%	93.0%	100%	A	953,360	463,000	<p>当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのグダア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係漁協や養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。</p>
	小計					9,060,424	4,475,000	
総計・総合評価				91%	A	14,003,142	7,374,000	総合評価については、別紙のとおり

1 様式は、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)別紙様式第2号-1に準ずる。

2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。

3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A・・・達成度80%以上

B・・・達成度50%以上80%未満

C・・・達成度50%未満